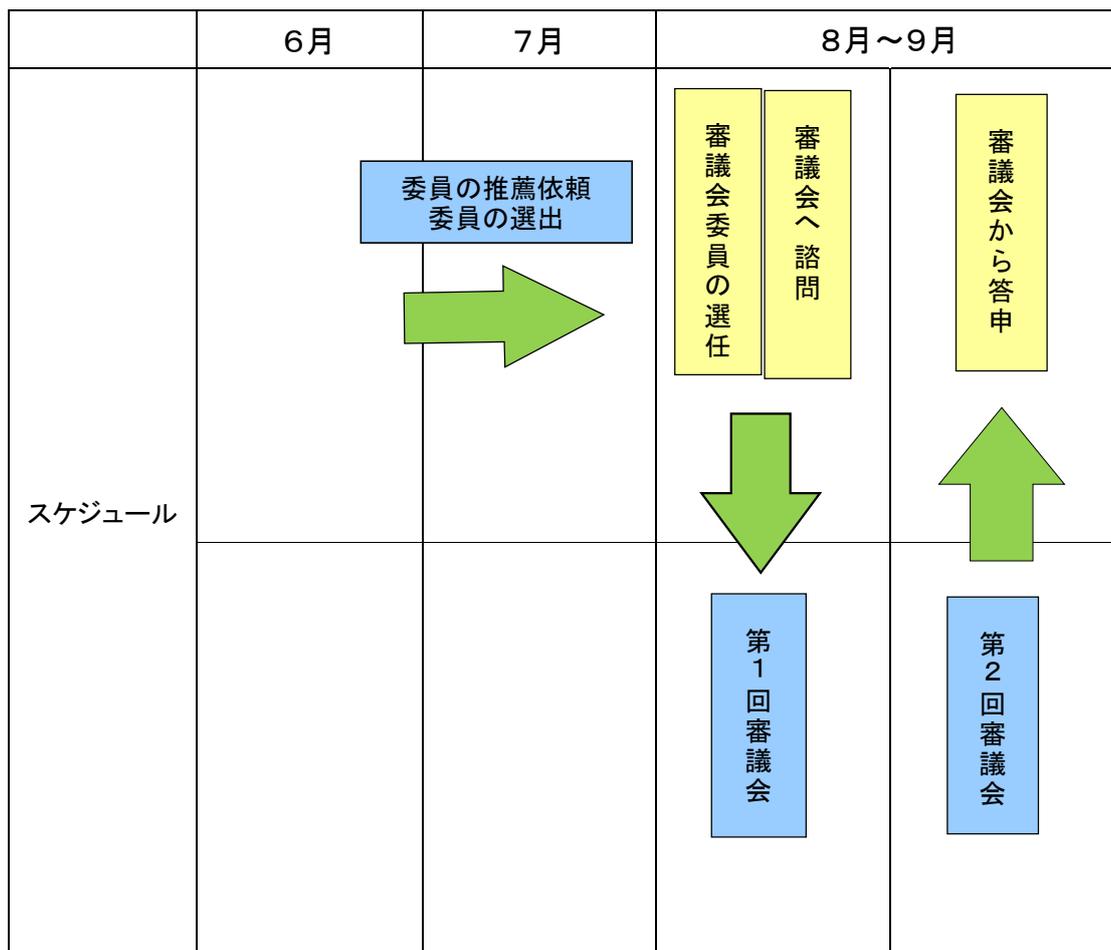


【審議会スケジュール】



○大野市特別職報酬等審議会条例<抜粋>

第1条
市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、大野市特別職報酬等審議会を置く。

第2条
市長は、次に掲げる事項に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該事項について審議会の意見を聴くものとする。
 (1) 議会議員の議員報酬の額
 (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項に規定する政務活動費の額
 (3) 市長、副市長及び教育長の給料の額

第3条
審議会は、委員6人以内をもって組織する。
 2 委員は、大野市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民の中から必要の都度市長が任命する。
 3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。